

八千代町自転車用ヘルメット購入費助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自転車を利用する児童及び高齢者のヘルメット着用を促進し、自転車に係る交通事故被害の軽減に資するため、ヘルメットの購入費用に対し、予算の範囲内において自転車用ヘルメット購入費助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、八千代町補助金等交付規則（昭和43年規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ヘルメット 自転車乗車時に着用し、頭部を保護する目的で製造され、次のいずれかのマーク等が貼付され、その認証等（以下「認証等」という。）を受けた新品のものをいう。ただし、各中学校が指定する通学用ヘルメットを除く。
 - ア SGマーク（一般財団法人製品安全協会が定める安全基準に適合するものとして認証したことを示したものをいう。）
 - イ JCFマーク（公益財団法人日本自転車競技連盟が定める安全基準に適合するものとして認証したことを示したものをいう。）
 - ウ CEマーク（欧州連合の欧州委員会が定める安全基準に適合するものとして認証したことを示したものをいう。）
 - エ GSマーク（ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合するものとして認証したことを示したものをいう。）
 - オ CPSCマーク（米国消費者製品安全委員会が定める安全基準に適合するものとして認証したことを示したものをいう。）
 - カ その他アからオまでに類する安全基準に適合するものとして認証等を受けたことを示したマーク等であって、町長が認めるもの
- (2) 児童 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であって、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）の規定に基づき、本町の住民基本台帳に記録されているものをいう。
- (3) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者

をいう。

- (4) 高齢者 法に基づき、本町の住民基本台帳に記録されている者であって、満65歳以上のものをいう。

(対象者)

第3条 助成金の交付を受けることのできる者は、ヘルメットを着用する児童（満18歳未満の者にあつては、その保護者）及び高齢者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町税等を滞納していないこと。
- (2) 八千代町暴力団排除条例（平成23年条例第13号）第2条第2号及び第3号のいずれにも該当しないこと。
- (3) 国、本町以外の地方公共団体等が実施する同様の助成金等の交付を受けていないこと。ただし、助成金の対象となる児童が異なる場合は、この限りでない。

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、ヘルメットの購入費の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。）とし、2,000円を上限とする。ただし、次に掲げるものは購入費には含めない。

- (1) 送料
- (2) 手数料
- (3) ポイント、クーポン等を利用した場合の割引額
- (4) その他当該ヘルメットの購入に当たり、価格から控除された額

2 助成金の交付は、児童又は高齢者1人につきヘルメット1個かつ1回限りとする。

(交付申請)

第5条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、自転車用ヘルメット購入費助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に対し、ヘルメットを購入した日の属する年度の3月1日までに申請しなければならない。

- (1) ヘルメットの領収書等（購入者、購入日、購入店名及び購入金額の記載のあるもの）の写し

- (2) ヘルメットの安全基準の認証等が分かるものの写し
- (3) 通帳その他の振込先の口座情報が分かるものの写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの
(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により助成金の交付の可否を決定したときは、自転車用ヘルメット購入費助成金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定により助成金の交付の決定（以下「交付決定」という。）の通知をしたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第7条 町長は、交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 規則又はこの要綱に違反する行為があったとき。
- (3) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号 (第5条関係)

自転車用ヘルメット購入費助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

八千代町長 殿

申請(請求)者 住 所
氏 名 ⑥
電話番号

助成金の交付を受けたいので、八千代町自転車用ヘルメット購入費助成事業実施要綱第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請(請求)します。

なお、八千代町が次の金融機関の口座に助成金を振り込んだときは受領したものと認めます。

1 助成金交付申請額(請求額) _____ 円

2 助成金交付申請内容

	ヘルメット着用者名	申請者との 関係	生年月日	住所	住所が申請者と異なる場合は記入
(1)			年 月 日	<input type="checkbox"/> 同一 <input type="checkbox"/> 異なる。	
(2)			年 月 日	<input type="checkbox"/> 同一 <input type="checkbox"/> 異なる。	
(3)			年 月 日	<input type="checkbox"/> 同一 <input type="checkbox"/> 異なる。	
	ヘルメット購入日		購入金額	安全基準	
(1)	年 月 日		円	<input type="checkbox"/> SG <input type="checkbox"/> JCF <input type="checkbox"/> CE <input type="checkbox"/> GS <input type="checkbox"/> CPSC <input type="checkbox"/> その他()	
(2)	年 月 日		円	<input type="checkbox"/> SG <input type="checkbox"/> JCF <input type="checkbox"/> CE <input type="checkbox"/> GS <input type="checkbox"/> CPSC <input type="checkbox"/> その他()	
(3)	年 月 日		円	<input type="checkbox"/> SG <input type="checkbox"/> JCF <input type="checkbox"/> CE <input type="checkbox"/> GS <input type="checkbox"/> CPSC <input type="checkbox"/> その他()	

3 添付書類(□にレ点を付してください。)

- ヘルメットの領収書等(購入者、購入日、購入店名及び購入金額の記載のあるもの)の写し
- ヘルメットの安全基準の認証等が分かるものの写し
- 通帳等の振込先の口座情報が分かるものの写し

4 同意・誓約欄

(1) 自転車用ヘルメット購入費助成金の交付に伴う審査のため、住民登録情報、世帯状況及び町税等の収納状況について確認することを同意します。
(2) 八千代町自転車用ヘルメット購入費助成事業実施要綱第3条の助成金の対象者の要件に該当します。
氏 名 _____

5 振込先

振込先金融機関	店番号	口座番号(普通口座)
銀行 信金 信組 農協	店 (フリガナ) 口座名義人	

様式第2号（第6条関係）

自転車用ヘルメット購入費助成金交付（不交付）決定通知書

年 月 日

様

八千代町長

印

年 月 日付けで申請のあった助成金の交付について、次のとおり決定したので八千代町自転車用ヘルメット購入費助成事業実施要綱第6条第2項の規定により通知します。

1 交付する。

交付申請額	交付決定額	備考
円	円	

※後日指定された口座に振り込みます。

2 交付しない。

理由